

# 理事の職務権限規程

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人居住支援全国ネットワーク（以下「当法人」という。）の理事の職務権限を定め、一般社団法人としての業務の適法かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令等の順守)

第2条 理事は、法令、定款及び当法人が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定める当法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

## 第2章 理事の職務権限

(理事)

第3条 理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、当法人の業務の執行の決定に参画する。

(代表理事、事務局長理事及び事務局次長理事)

第4条 理事のうち、1名を代表理事、1名を事務局長理事とし、1名以上を事務局次長理事とする。

(代表理事)

第5条 代表理事の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 代表理事として当法人を代表し、その業務を執行する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 毎事業年度毎に6ヶ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(事務局長理事)

第6条 事務局長理事の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 代表理事を補佐し、当法人の業務を執行する。
- (2) 毎事業年度毎に6ヶ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

2 事務局長理事は、前項第1号に掲げる職務権限に加え、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、代表理事の職務を執行する。

(事務局次長理事)

第6条 事務局次長理事の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 事務局長理事を補佐し、当法人の業務を執行する。

(2) 毎事業年度毎に6ヶ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。  
2 事務局次長理事は、前項第1号に掲げる職務権限に加え、事務局長理事に事故あるとき又は欠けたときは、事務局長理事の職務を執行する。

### 第3章 補則

(細則)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、平成29年11月28日から施行する。(平成29年11月28日設立総会議決)